

# いじめ防止基本方針

平成 29 年度  
那覇市立城西小学校

## 1. 本校の基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「進んで学び、明るく思いやりのある、たくましい健康な子」の育成を学校教育目標とし、「感謝の心で互いに尊重しあい、思いやりがもてる豊かな心の育成」を学校経営の重点事項の1つにしている。豊かな心の育成には、自他の生命を尊重する道徳教育、支持的風土のある学級経営、悩みを相談しやすい教育相談活動などの充実を通して、子どもが生き生きと学校生活を送ることができる教育環境をつくる必要があり、何より人権教育を充実させなければならない。特にいじめは重大な人権侵害であるという認識に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

## 2. いじめの定義

(1) いじめとは（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの様態

- ①【暴力】：殴る・蹴る・頭髪を引っ張る・転ばす・ズボンや下着を下げる。
- ②【言葉の暴力（冷やかす等）】：あだ名や悪口を言う。やじる。はやし立てる。
- ③【仲間外れや集団による無視】：相手にしない。話しかけない。仲間に入れない。
- ④【たかり】：物品や金銭を要求する。万引きするように命じる。
- ⑤【嫌がらせ】：嫌がることをあえてする。物を壊す。隠す。机を離す。
- ⑥【言葉での脅し】：言われたくないことを何度も言う。口止めを強要する。
- ⑦【その他】：用足し、着替え、食事の際にのぞきこむ。用を言いつけ相手を酷使する。虚偽の情報や噂を流す（言いふらす）。パソコンや携帯電話で誹謗中傷などをする。等

※いじめ…いじめる側が一方的に仕掛ける。執拗に繰り返される。いじめられる側は傷つくが、いじめる側は傷つかない。

※けんか…ほぼ対等の関係で、勝ったり負けたりがある。

※ふざけ…双方が親しい関係かそれに近い状況にあり、相手を傷つけるようなダメージを与えることはない。

### (3) いじめ対応についての基本姿勢・基本認識

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・いじめは、人として絶対に許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、被害者の立場に立った親身の指導を行うこと。
- ・いじめは、学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること。
- ・いじめは、学校、家庭、地域社会等,関係者が一体となって取り組むことが必要であること。